

令05原機(峠)043
令和5年7月6日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の
一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、令和5年3月28日付け令04原機(峠)165をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり一部補正します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更の一部補正

I. 補正の内容

令和5年3月28日付け令04原機（峠）165をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を以下のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添に示す。

該当箇所	補正前	補正後
別紙 II. 変更の理由	1. (略) 2. (略) 3. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、公益財団法人日本適合性認定協会によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することから、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更するため。 4. (略) 5. (略) 6. (略)	1. (補正なし) 2. (補正なし) 3. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、公益財団法人日本適合性認定協会によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することから、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更するため。 <u>なお、外部機関への委託に当たっては、品質マネジメントシステムの調達プロセス等により外部被ばく線量測定に係る品質を確保する。</u> 4. (補正なし) 5. (補正なし) 6. (補正なし)
別添 第50条	(保修及び改造の実施) 第50条 <u>施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、保修及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</u> 2 <u>前項の保修及び改造作業を行う課長は、前項の保修及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主務者の同意を得て、所長の承認を得る。</u> 3 <u>第1項の保修及び改造作業を行う課長は、あらかじめ許認可申請に関する手続の必要性について確認を行う。</u>	(保修及び改造の実施) 第50条 <u>(変更なし)</u>

II. 補正の理由

1. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定の外部機関への委託に当たっては、品質マネジメントシステムにより当該測定の品質を確保することを明確にするため。
2. 保守及び改造作業の実施に当たって、その内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合は、第50条第1項に規定している職位在核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行うことを明確にしておく必要があるため。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定

新 旧 対 照 表

(補正後版)

令和5年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p>第1章 第1条～第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（職 務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(12) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の<u>運転・保守</u>に係る業務（<u>廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、放射性廃棄物の保管に係る業務（放射性廃棄物でない廃棄物の<u>管理を含む。</u>）、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務<u>並びに</u>廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(13) 廃止措置推進課長は、遠心機処理に関する設備の<u>運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務</u>（施設管理課長の所掌する業務を除く。）、設備の解体に係る業務<u>及び核燃料物質等の分析に係る業務</u>を行う。</p> <p>(14)～(15) （略）</p> <p>(16) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の<u>運転・保守を含む。</u>）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(17) （略）</p> <p>2 前項第9号から第11号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p>	<p>第1章 第1条～第3条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 （変更なし）</p> <p>（職 務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) （変更なし）</p> <p>(12) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の<u>運転管理及び施設管理</u>に係る業務（<u>廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、放射性廃棄物の保管に係る業務、<u>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に係る業務</u>（<u>廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務<u>及び</u>廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(13) 廃止措置推進課長は、遠心機処理に関する設備の<u>運転管理及び施設管理並びに核燃料物質等の使用に係る業務</u>（施設管理課長の所掌する業務を除く。）、設備の解体に係る業務、<u>核燃料物質等の分析に係る業務及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務</u>（施設管理課長及び安全管理課長の<u>所掌する業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>(14)～(15) （変更なし）</p> <p>(16) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に関する放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の<u>運転管理及び施設管理を含む。</u>）、<u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務</u>（施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を除く。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(17) （変更なし）</p> <p>2 前項第9号から第11号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p>	<p>・変更の理由1 使用規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。</p> <p>・変更の理由2 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位に廃止措置推進課長及び安全管理課長を追加して円滑な業務運営を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（放射性廃棄物でない廃棄物の定義を第63条の3から移動するとともに、表記の見直しを図る。）。</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p>第6条～第11条の2 （略）</p> <p>（事業者検査の独立性の確保等）</p> <p>第11条の3 独立検査委員会は、検査の独立性の確保の観点から、前条第4項で指名された事業者検査責任者及び検査員の中から、検査対象となる設備等の<u>運転・保守管理</u>に関与しない者を選定して検査を実施する。</p> <p>2 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</p> <p>3 使用前検査（溶接検査を含む。）及び施設管理に関する定期的な検査（以下「事業者検査」という。）に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</p> <p>第3章 第12条～第4章 第22条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>（要員の確保）</p> <p>第23条 統括者は、使用施設等の使用等に係る知識を有する者を確保する。</p> <p>2 統括者は、使用施設等の運転に係る要員を確保する。</p> <p>第24条～第31条 （略）</p>	<p>第6条～第11条の2 （変更なし）</p> <p>（事業者検査の独立性の確保等）</p> <p>第11条の3 独立検査委員会は、検査の独立性の確保の観点から、前条第4項で指名された事業者検査責任者及び検査員の中から、検査対象となる設備等の<u>運転管理又は施設管理</u>に関与しない者を選定して検査を実施する。</p> <p>2 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</p> <p>3 使用前検査（溶接検査を含む。）及び施設管理に関する定期的な検査（以下「事業者検査」という。）に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</p> <p>第3章 第12条～第4章 第22条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>（要員の確保）</p> <p>第23条 統括者は、使用施設等の使用等に係る知識を有する者を確保する。</p> <p>2 統括者は、使用施設等の<u>運転管理</u>に係る要員を確保する。</p> <p>第24条～第31条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由1 使用規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第32条 （略）</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第33条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれが発生した場合は、その区域を直ちに一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は一時管理区域の出入口その他の必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議し、設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p>4 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p>第34条～第42条 （略）</p> <p>第7章 第43条～第47条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第32条 （変更なし）</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第33条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれがある場合は、その区域が正常な状態に復帰するまでの間、一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は一時管理区域の出入口その他の必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>4 廃止措置・技術開発部長は、前項に基づき一時管理区域の設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p>5 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p>第34条～第42条 （変更なし）</p> <p>第7章 第43条～第47条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由4 管理区域を設定する必要があるとおそれがあると認めた場合においても一時管理区域を設定すること等を明確にする。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（項番号の繰下げ及び表記の見直しを図る。）。</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>第48条～第48条の2 （略）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第48条の3 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第48条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「<u>使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項</u>」及び「<u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項</u>」について、設備・機器単位で整理した表（以下「<u>設備保全整理表</u>」という。）を策定する。</p> <p>3 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、<u>使用施設等の検査の方法に関する事項</u>について、<u>使用技術基準規則の条項単位で整理した表</u>（以下「<u>検査要否整理表</u>」という。）を策定する。</p> <p>4 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、<u>前三項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「<u>特別な施設管理実施計画</u>」及び「<u>特別な設備保全整理表及び検査要否整理表</u>」を定める。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p>第48条～第48条の2 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画の策定）</p> <p>第48条の3 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第48条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、<u>前項の施設管理実施計画</u>について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、<u>特別な施設管理実施計画</u>を定める。</p>	<p>・変更の理由1 使用規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（条見出しの変更、項番号の繰上げ及び表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 使用規則で用いられている用語（施設管理実施計画の始期及び期間）と整合を図る。</p> <p>・変更の理由1 施設管理に必要な文書として個々に策定しているもの（施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表）を一つの文書（施設管理実施計画）に整理として効率的な運用を図る。また、設備保全整理表及び検査要否整理表は第2号及び第4号と重複しているため表記を削除する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p>(保全活動の実施) 第48条の4 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>第48条の5 (略)</p> <p>(巡視) 第48条の6 (略)</p> <p>第49条～第49条の3 (略)</p> <p>(保守及び改造の実施) 第50条 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主務者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、第1項において保守及び改造作業内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合には、核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行う。</p> <p>第51条～第51条の4 (略)</p> <p>第9章 第52条～第57条の2 (略)</p>	<p>(保全活動の実施) 第48条の4 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>第48条の5 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善) 第48条の6 所長は、前条の保全活動の有効性評価の結果、第48条の施設管理目標の達成状況等から定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(巡視) 第48条の7 (変更なし)</p> <p>第49条～第49条の3 (変更なし)</p> <p>(保守及び改造の実施) 第50条 (変更なし)</p> <p>第51条～第51条の4 (変更なし)</p> <p>第9章 第52条～第57条の2 (変更なし)</p>	<p>変更の理由1 施設に必要な文書として個々に策定しているもの（施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表）を一つの文書（施設管理実施計画）に整理として効率的な運用を図る。</p> <p>変更の理由1 施設管理の有効性評価に関する事項を明確にする。</p> <p>変更の理由6 記載の適正化を図る（条番号を繰り下げる。）。</p> <p>【補正にて変更】</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p style="text-align: center;">第10章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理（測定器等の使用方法を含む。））</p> <p>第58条 廃止措置・技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、管理区域で発生する気体状の放射性廃棄物（以下「放射性気体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、排気設備により処理し、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度が第13表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気口において、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタにより監視するとともに第12表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに廃止措置・技術開発部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>第59条～第63条の2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第10章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理（測定器等の使用方法を含む。））</p> <p>第58条 廃止措置・技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、管理区域で発生する気体状の放射性廃棄物（以下「放射性気体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、排気設備により処理し、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度が第13表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気口において、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタにより監視するとともに第13表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに廃止措置・技術開発部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>第59条～第63条の2 （変更なし）</p>	<p>変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第63条の3 廃止措置・技術開発部長は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、<u>「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」</u>でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(2) 物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>(3) <u>前二号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</u></p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第63条の3 <u>施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長</u>は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認して<u>当該統括者の承認を得る。</u></p> <p>(1) 資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(2) 物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p><u>2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、前項の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じる。</u></p>	<p>・変更の理由 2 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位に廃止措置推進課長及び安全管理課長を追加し、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う者、判定者（承認者）を明確にすることで円滑な業務運営を図る。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（放射性廃棄物でない廃棄物の定義を第5条に移動する。また、号番号を項番号に変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p style="text-align: center;">第11章 自衛消防活動</p> <p>（自衛消防活動）</p> <p>第63条の4 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 保安・技術管理課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、<u>第48条の6</u>で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 保安・技術管理課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p> <p>第12章 第64条～第13章 第73条 （略）</p> <p>第1図～第3図 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第11章 自衛消防活動</p> <p>（自衛消防活動）</p> <p>第63条の4 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 保安・技術管理課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、<u>第48条の7</u>で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 保安・技術管理課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p> <p>第12章 第64条～第13章 第73条 （変更なし）</p> <p>第1図～第3図 （変更なし）</p>	<p>変更の理由 6 記載の適正化を図る（条番号を繰り下げる。）。</p>

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p>核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書 (GS-P13)</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>5.8 マネジメントレビュー</p> <p>6.2.2 力量、認識及び教育・訓練</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>8.2.2 内部監査(原子力安全監査)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p>	<p>核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書 (GS-P13)</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>5.8 マネジメントレビュー</p> <p>6.2.2 力量、認識及び教育・訓練</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>8.2.2 内部監査(原子力安全監査)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p>	<p>変更の理由 1 使用規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。</p> <p>変更の理由 5 センターの二次文書の識別をより確実にするために文書番号の付番を統一する。</p>
<p>第4図 品質マネジメントシステム文書体系</p>	<p>第4図 品質マネジメントシステム文書体系</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
<p>第5図～第7図 （略）</p>	<p>第5図～第7図 （変更なし）</p>	

変更前（令和4年2月10日認可版）						変更後（補正後）						変更の理由	
第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）						第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）							
区分 保安教育訓練内容		実施時期 注2)	実施時間			放射線業務従事者以外の者	区分 保安教育訓練内容		実施時期 注2)	実施時間			放射線業務従事者以外の者
			放射線業務従事者		その他の者					放射線業務又は施設管理に係る業務に従事する者		その他の者	
			注1)						注1)				
(1) 関係法令、保安規定の遵守及び核燃料物質使用許可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令 保安規定 核燃料物質使用許可申請書	年1回	2時間以上	1時間以上	0.5時間以上	年1回	2時間以上	1時間以上	0.5時間以上	変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)		
		変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)										
(2) 施設の構造、性能及び操作に関すること	施設・設備概要 主要系統の機能・性能 運転管理 保守管理 運転訓練	年1回	2時間以上	1時間以上 (概要のみ)	0.5時間以上 (概要のみ)	年1回	2時間以上	1時間以上 (概要のみ)	0.5時間以上 (概要のみ)	変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)		
		変更時	0.5時間以上 (職務に応じて)										
(3) 臨界に関すること	臨界管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上					
(4) 放射線管理に関すること	放射線防護 放射線管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上					
(5) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること	核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理	年1回	1時間以上	0.5時間以上		年1回	1時間以上	0.5時間以上					
(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること（訓練を含む）		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上				
(7) 品質マネジメントに関すること 注3)		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上				
(8) その他、使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項		年1回 事事故例発生時	0.5時間以上 (職務に応じて)			年1回 事事故例発生時	0.5時間以上 (職務に応じて)						

・変更の理由1
使用規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。

・変更の理由6
記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。

注1) 使用施設等の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者
 注2) 新規配属者には配属時に実施
 注3) 従業員等に対して適用

注1) 使用施設等の運転管理又は施設管理(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者
 注2) 新規配属者には配属時に実施
 注3) 従業員等に対して適用

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
第2表～第8表（略）	第2表～第8表（変更なし）	

第9表 放射線測定器等（第46条及び第49条関係）

放射線測定器名	測定線種	施設ごとの器数						測定用途
		製錬転換施設	濃縮工学施設		廃棄物焼却施設	測定用途		
			OP-2主棟	第1ウラン貯蔵庫 第2ウラン貯蔵庫			廃水処理棟	
サイベイメータ	α	—	15以上	8以上	1以上	1以上	1以上	表面汚染検査
		5以上						
GM管式サイベイメータ	β(γ)	—	10以上	5以上	1以上	1以上	1以上	表面汚染検査
電離箱式サイベイメータ	γ	2以上	3以上	3以上	1以上	1以上	1以上	総量当量率測定
NaI(Tl)シンチレーション型サイベイメータ	γ	—	—	—	—	—	1以上	総量当量率測定
2系統放射線測定装置	α・β(γ)	1以上	1以上	2以上	—	—	—	各種試料の放射線測定
手・足・衣服モニタ	α・β(γ)	1以上	3以上	2以上	1以上	1以上	—	手・足・衣服の表面汚染検査
		1以上						
放射線管理設備	α	1	1	1	1	—	—	排気中の放射性物質の採取測定
		1	—	—	—	—	—	
エアリア用HFPモニタ	α	—	—	—	—	—	—	排気中の放射性物質の採取測定
		—	—	—	—	—	—	
移動型エアリア用ダストモニタ	α	—	—	—	—	—	—	室内空気中の放射性物質の採取測定
		—	—	—	—	—	—	
エアリア用HFPモニタ	α	—	—	—	—	—	—	排気中のHFの採集・測定
		—	—	—	—	—	—	
移動型エアリア用ダストモニタ	α	—	—	—	—	—	—	室内空気中の放射性物質の採取測定
		—	—	—	—	—	—	
空気試料自動測定装置	α	1以上	—	1以上	—	—	—	空気試料の放射線測定
		—	—	—	—	—	—	
線量計測定装置	γ	—	1式以上	—	—	—	—	外部被ばく、周辺監視区域及びセンター外における大気中、河川水中及び土壌中の放射性物質測定
放射線測定装置	α, β(γ)	—	1式以上	—	—	—	—	センター外における大気中、河川水中及び土壌中の放射性物質測定

変更後（補正後）

放射線測定器名	測定線種	施設ごとの器数						測定用途
		製錬転換施設	濃縮工学施設		廃棄物焼却施設	測定用途		
			OP-2主棟	第1ウラン貯蔵庫 第2ウラン貯蔵庫			廃水処理棟	
サイベイメータ	α	—	15以上	8以上	1以上	1以上	1以上	表面汚染検査
		5以上						
GM管式サイベイメータ	β(γ)	—	10以上	5以上	1以上	1以上	1以上	表面汚染検査
電離箱式サイベイメータ	γ	2以上	3以上	3以上	1以上	1以上	1以上	総量当量率測定
NaI(Tl)シンチレーション型サイベイメータ	γ	—	—	—	—	—	1以上	総量当量率測定
2系統放射線測定装置	α・β(γ)	1以上	1以上	2以上	—	—	—	各種試料の放射線測定
手・足・衣服モニタ	α・β(γ)	1以上	3以上	2以上	1以上	1以上	—	手・足・衣服の表面汚染検査
		1以上						
放射線管理設備	α	1	1	1	1	—	—	排気中の放射性物質の採取測定
		1	—	—	—	—	—	
エアリア用HFPモニタ	α	—	—	—	—	—	—	排気中の放射性物質の採取測定
		—	—	—	—	—	—	
移動型エアリア用ダストモニタ	α	—	—	—	—	—	—	室内空気中の放射性物質の採取測定
		—	—	—	—	—	—	
エアリア用HFPモニタ	α	—	—	—	—	—	—	排気中のHFの採集・測定
		—	—	—	—	—	—	
移動型エアリア用ダストモニタ	α	—	—	—	—	—	—	室内空気中の放射性物質の採取測定
		—	—	—	—	—	—	
空気試料自動測定装置	α	1以上	—	1以上	—	—	—	空気試料の放射線測定
		—	—	—	—	—	—	
線量計測定装置	γ	—	1式以上	—	—	—	—	周辺監視区域及びセンター外における大気中、河川水中及び土壌中の放射性物質測定
放射線測定装置	α, β(γ)	—	1式以上	—	—	—	—	センター外における大気中、河川水中及び土壌中の放射性物質測定

変更の理由

変更の理由3
放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定を外部機関に委託するため、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更する。

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由																												
<p style="text-align: center;">第10表 巡視を行う設備等（第48条の6関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">巡視を行う設備等</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建物</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1回以上/日*</td> </tr> <tr> <td>2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室）、第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）</td> </tr> <tr> <td>3. 放射線管理設備</td> </tr> <tr> <td>4. 一般電源設備</td> </tr> <tr> <td>5. 非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>6. 無停電電源設備</td> </tr> <tr> <td>7. 給排気設備</td> </tr> <tr> <td>8. 廃液処理設備</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1回以上/週</td> </tr> <tr> <td>9. 廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 機構の休日を除く。</p> <p>第11表～第13表（略）</p>	巡視を行う設備等	頻度	1. 建物	1回以上/日*	2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室）、第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）	3. 放射線管理設備	4. 一般電源設備	5. 非常用発電機	6. 無停電電源設備	7. 給排気設備	8. 廃液処理設備	1回以上/週	9. 廃棄物貯蔵庫	10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）	<p style="text-align: center;">第10表 巡視を行う設備等（第48条の7関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">巡視を行う設備等</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建物</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1回以上/日*</td> </tr> <tr> <td>2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室）、第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）</td> </tr> <tr> <td>3. 放射線管理設備</td> </tr> <tr> <td>4. 一般電源設備</td> </tr> <tr> <td>5. 非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>6. 無停電電源設備</td> </tr> <tr> <td>7. 給排気設備</td> </tr> <tr> <td>8. 廃液処理設備</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1回以上/週</td> </tr> <tr> <td>9. 廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 機構の休日及び設備・機器の停止時を除く。</p> <p>第11表～第13表（変更なし）</p>	巡視を行う設備等	頻度	1. 建物	1回以上/日*	2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室）、第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）	3. 放射線管理設備	4. 一般電源設備	5. 非常用発電機	6. 無停電電源設備	7. 給排気設備	8. 廃液処理設備	1回以上/週	9. 廃棄物貯蔵庫	10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（条番号を繰り下げる。）。</p> <p>・変更の理由1 あらかじめ保安上の措置を講じた上で計画的に停止する設備・機器の巡視について明確にして効率的な運用を図る。</p>
巡視を行う設備等	頻度																													
1. 建物	1回以上/日*																													
2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室）、第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）																														
3. 放射線管理設備																														
4. 一般電源設備																														
5. 非常用発電機																														
6. 無停電電源設備																														
7. 給排気設備																														
8. 廃液処理設備	1回以上/週																													
9. 廃棄物貯蔵庫																														
10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）																														
巡視を行う設備等	頻度																													
1. 建物	1回以上/日*																													
2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室）、第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）																														
3. 放射線管理設備																														
4. 一般電源設備																														
5. 非常用発電機																														
6. 無停電電源設備																														
7. 給排気設備																														
8. 廃液処理設備	1回以上/週																													
9. 廃棄物貯蔵庫																														
10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）																														

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和4年2月10日認可版）				変更後（補正後）				変更の理由
第14表 記録（第71条及び第72条関係）				第14表 記録（第71条及び第72条関係）				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	
1 使用施設等の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の記録	確認の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長 安全管理課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	1 使用施設等の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長 安全管理課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	変更の理由1 使用規則で用いられている用語（使用前確認の結果）と整合を図る。
ロ 使用規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 （第48条の4）	施設管理の実施の都度		施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	ロ 使用規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 （第48条の4）	施設管理の実施の都度		施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
ハ 使用規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 （第48条の5）	評価の都度		評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	ハ 使用規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 （第48条の5）	評価の都度		評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回 （該当なし）	安全管理課長	5年間	2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回 （該当なし）	安全管理課長	5年間	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 （第58条及び第60条）	排気又は排水の都度 （連続して排気又は排水をする場合は連続して）			ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 （第58条及び第60条）	排気又は排水の都度 （連続して排気又は排水をする場合は連続して）			
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（イに規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 （第43条）	毎週1回			ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（イに規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 （第43条）	毎週1回			
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 （第45条）	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	安全管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 （第45条）	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	安全管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 （第45条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年以降に限る。）			ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 （第45条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年以降に限る。）			
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 （第41条及び第45条）	その都度			ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 （第41条及び第45条）	その都度			
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 （第45条）	その者が当該業務に就く時			ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 （第45条）	その者が当該業務に就く時			

変更前（令和4年2月10日認可版）				変更後（補正後）				変更の理由	
第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）				第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）					
記録事項		記録すべき場合	記録責任者	保存期間		(変更なし)			
2 放射線管理記録（続き）									
チ センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路（第52条及び第55条）		運搬の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	1年間					
リ 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法（第60条及び第61条）		廃棄の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間					
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には、その方法（第60条及び第61条）		封入又は固型化の都度							
3 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。）									
イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時		使用の都度（連続式にあつては連続して） （該当なし）	施設管理課長 安全管理課長	1年間					
ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻		開始及び停止の都度 （該当なし）							
ハ 警報装置から寄せられた警報の内容*1		その都度							
ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻		操作の開始及び交代の都度 （該当なし）							
4 使用施設の事故記録（第73条）									
イ 事故の発生及び復旧の日時		その都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間					
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置		その都度							
ハ 事故の原因		その都度	安全管理課長						
ニ 事故後の処置		その都度							
5 保安教育の記録（第21条）									
イ 保安教育の実施計画		策定の都度							
ロ 保安教育の実施日及び項目		実施の都度	各課室長	3年間					
ハ 保安教育を受けた者の氏名		実施の都度							
6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く。）（第12条）		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	安全管理部長 統括監査の職契約部長 各課室長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間					
7 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称		法律第57条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 （該当なし）	廃止措置推進課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間					

変更前（令和4年2月10日認可版）				変更後（補正後）		変更の理由																																																																								
第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）				第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録（第63条の2）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</td> <td>調査の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量</td> <td>調査の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</td> <td>選択の都度</td> <td>廃止措置推進課長</td> <td>工場等*2から搬出された後10年間</td> </tr> <tr> <td>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</td> <td>評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</td> <td>測定又は評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 放射能濃度の測定結果</td> <td>測定又は評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果</td> <td>測定又は評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 その他の記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前検査の記録</td> <td>検査の都度</td> <td>被検査課長</td> <td>当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録（第63条の2）				イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録				(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度			(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度			(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度			(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度			(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	廃止措置推進課長	工場等*2から搬出された後10年間	(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度			ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録				(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度			(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度			(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度			(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度			(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度			ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度			9 その他の記録				イ 使用前検査の記録	検査の都度	被検査課長	当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間	(変更なし)		
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																																																																											
8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録（第63条の2）																																																																														
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録																																																																														
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度																																																																													
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度																																																																													
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度																																																																													
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度																																																																													
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	廃止措置推進課長	工場等*2から搬出された後10年間																																																																											
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度																																																																													
ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録																																																																														
(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度																																																																													
(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度																																																																													
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度																																																																													
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度																																																																													
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度																																																																													
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度																																																																													
9 その他の記録																																																																														
イ 使用前検査の記録	検査の都度	被検査課長	当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間																																																																											
<p>*1 給排気設備、廃液処理設備、自動火災報知設備、放射線管理設備、排気用HFモニタ及びエリア用HFモニタから発せられた警報とする。</p> <p>*2 濃縮工学施設敷地内の部品保管室等の管理区域外の所定の場所（ストックエリア）とする。</p>																																																																														

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和4年2月10日認可版）	変更後（補正後）	変更の理由
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>